

【協議第 29 号】

納税関係事業について（協定項目 24-4）

納税関係事業について、次のとおり提案する。

平成 20 年 1 月 16 日提出

真岡市・二宮町合併協議会
会 長 福 田 武 隼

- 1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。
受付会場は、合併時まで調整する。
- 2 前納報奨金については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 3 税務証明事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。

【協議第29号】

協 議 事 項	2 4 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	2 4 - 4 納税関係事業
調整の内容	1 申告受付事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。 受付会場は、合併時まで調整する。 2 前納報奨金については、合併時に真岡市の制度に統一する。 3 税務証明事務については、合併時に真岡市の制度に統一する。		

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
申告受付事務	○市民税申告受付 【期間】 毎年2月16日～3月15日 【会場】 真岡市青年女性会館	○町民税申告受付 【期間】 毎年2月16日～3月15日 【会場】 二宮町役場庁舎	合併時に真岡市の制度に統一する。 受付会場は、合併時まで調整する。
前納報奨金	【制度の概要】 個人市民税及び固定資産税、都市計画税の納税義務者で、第1期の納期限内に第2期以降の全ての納期に係る納付金額を合わせて納付した場合、徴収金の未納のないものに交付する。 【報奨金額】 納期前納付税額(各期の納付限度額10万円)×0.5/100×納期前の月数(1月未満の端数は切り捨て) 【交付限度額】 個人市民税 4,500円 固定資産税、都市計画税 4,500円	【制度の概要】 個人町民税及び固定資産税、都市計画税の納税義務者で、第1期の納期限内に第2期以降の全ての納期に係る納付金額を合わせて納付した場合、徴収金の未納のないものに交付する。 【報奨金額】 納期前納付税額×1/100×納期前の月数(1月未満の端数がある場合は、24日以下は切り捨て、25日以上は1月とする) 【交付限度額】 個人町民税 100,000円 固定資産税、都市計画税 100,000円	合併時に真岡市の制度に統一する。

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
税務証明事務	<p>【申請要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の場合は、押印不要 ・代理人(同居の世帯員を除く)の場合は、同意書必要 ・法人の場合は、登録印必要 <p>【交付方法】</p> <p>市民課受付、税務課作成、市民課発行</p> <p>【証明書の種類】</p> <p>所得証明書 課税証明書 納税証明書 固定資産評価証明書 完納証明書 住宅用家屋証明書 その他諸証明書</p>	<p>【申請要領】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の場合は、押印不要 ・代理人の場合は、同意書必要 ・法人の場合は、登録印必要 <p>【交付方法】</p> <p>税務課受付、作成、発行</p> <p>【証明書の種類】</p> <p>所得証明書 課税証明書 納税証明書 固定資産評価証明書</p> <p>住宅用家屋証明書 その他諸証明書</p>	<p>合併時に真岡市の制度に統一する。</p>